



編集・印刷
独立行政法人國立印刷局

- 障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二一)
- 〔告示〕
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったため公表する件(総務三三六)
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進機関の登録に関する件(総務・経済産業二)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(政治資金適正化委二九)
- 日本国に帰化を許可する件(法務二九八)

〔省令〕

〔告示〕

- 一次產品のための共通基金を設立する協定へのユーラシア経済共同体の加入に関する件(同三四〇)

- 一次產品のための共通基金を設立する協定への西アフリカ諸国経済共同体の加入に関する件(同三四一)
- 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約のドミニカ共和国及びバハマ国による批准に関する件(同三四二)

- 高速自動車国道に関する件(同九一)
- 道路に関する件(九州地方整備局九〇)
- 北海道開発局七六、七七)

- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(同八五七)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通六八六、六八八)
- 道路に関する件(中部地方整備局七四、七五)
- 高速自動車国道に関する件(同九一)
- 道路に関する件(九州地方整備局九〇)
- 北海道開発局七六、七七)
- 農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 会社その他の会社決算公告

- テイラベリ州ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とニジエール共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三三九)

- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(同八五七)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通六八六、六八八)
- 道路に関する件(中部地方整備局七四、七五)
- 高速自動車国道に関する件(同九一)
- 道路に関する件(九州地方整備局九〇)
- 北海道開発局七六、七七)
- 農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 会社その他の会社決算公告

〔公 告〕

- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(同八五七)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通六八六、六八八)
- 道路に関する件(中部地方整備局七四、七五)
- 高速自動車国道に関する件(同九一)
- 道路に関する件(九州地方整備局九〇)
- 北海道開発局七六、七七)
- 農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 会社その他の会社決算公告

〔公 告〕

官庁 諸事項

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他の会社決算公告

官庁 諸事項

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

○厚生労働省令第二百二十二号
障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百六十七号)の施行に伴い、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の五第一号中「附則第十一条の二」を「附則第十一条の二」に改める。

第六条 削除
除及第六条を次のように改めん。

(児童福祉法施行規則の一部改正)
第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
第五十一条の五を次のように改める。
第五十一条の五 削除
第五十一条の六の二第一項の表中「指定知的障害児施設に通う者」を「指定知的障害児施設等に通う者」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正)
**第一条 郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(平成十
省令第百十二号)の一部を次のように改正する。**

附則第五条中「旧郵便貯金」の下に「(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。)」を加える。
(障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三条 障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

○總務省告示第三百三十六号

政治資金規制法（昭和二十二年法律第二百四号）第十条第一項の規定による政治団体の局長等に於ける異動の届出があったので、同法第七条の一第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十九日

新党日本	政治団体の名称
会計責任者の 氏名	異動事項
須山 順	会計責任者の 卓知
若林 秀典	新
二、六、三	届出年月日

告示

省令

件	事項	厚生	労働	法	登記番号	地	三	二	一	正	六
日 一	経済産業省告示第三号 青少年が安全に安心してインターネットを利用 できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法 律第七十九号)第二十四条第一項の登録をしたの で、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき、 次のとおり告示する。	平成二十一年六月二十九日	総務大臣 佐藤 勉 経済産業大臣 二階 俊博	登録年月日及び登録番号 平成二十一年六月三日	東京都千代田区神田錦町三一四十六番地三光 ビル三階 峰岸 達也	登録年月日 平成二十二年四月三日	東京都千代田区神田錦町三一四十六番地三光 ビル三階 峰岸 達也	登録年月日 平成二十一年六月三日	登録年月日 平成二十一年六月三日	登録年月日 平成二十一年六月三日	松岡 章夫 萩原 正至 山宮 孝浩 田中 清久 寺嶋 慶夫 土倉 久人 宮林 和宏 加屋本 典昭 寺嶋 健治 天池 和彦 小暮 谷口 永松 幹男 豊 豊
	一 表者の氏名 株式会社ネオプラシズ	二 登録機関の名称、住所及び代 表者の氏名 東京都千代田区神田錦町三一四十六番地三光 ビル三階 峰岸 達也	三 登録業務を行う事務所の所在 地 東京都千代田区神田錦町三一四十六番地三光 ビル三階 二 政治資金適正化委員会告示第一一九号 号 第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治 資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告す る。 平成二十一年六月二十九日	四 政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一 登録番号 登録年月日 二七八六 一二、一一 田中 中篇 二七八七 一二、一一 田中 胜雄 二七八八 一二、一一 康 粟野 二七八九 一二、一一 平林 緒方 二七八九〇 一二、一一 古屋 岡崎 二七八九一 一二、一一 東藤 青木 二七八九二 一二、一一 小池 久美子 二七八九三 一二、一一 加藤 敏夫 二七八九四 一二、一一 内田 忠佐 二七八九五 一二、一一 浅野 捷四 二七八九六 一二、一一 四哲 二七八九七 一二、一一 哲 二七八九八 一二、一一 田川 西村 二七八九九 一二、一一 真一	五 住所 川崎市幸区小倉541番地1 白鹿庵 昭和35年3月25日生 住所 神奈川県平塚市横内3174番地15 テップソンバット・ソムチャイ 昭和32年5月 10日生 テップソンバット・カムパーン 昭和33年7月 18日生 テップソンバット・アマライテップ 昭和59年 11月12日生 テップソンバット・シティサク 平成3年1月 26日生 住所 神奈川県座間市立野台1丁目4番9号 ウゴ・アルベルト・ナカマツ・ヒガ 昭和54年 5月27日生 住所 神奈川県座間市立野台1丁目4番9号 スシ・テレサ・ナカマツ・ヒガ 昭和57年4月 28日生 住所 神奈川県相模原市上鶴間本町2丁目39番10 号 林曉燕 昭和49年12月31日生 住所 滋賀県高島市新町旭93番地 楊慧 昭和56年2月2日生 住所 滋賀県草津市南東1丁目16番60-3003号 吳千秋 昭和62年11月6日生 住所 滋賀県長浜市南田附町112番地7 金美子 昭和30年6月5日生 住所 千葉県佐倉市鎌木町1161番地5 ナエミ・アカオ・ムラヤマ 昭和42年10月27日 生	六 左記の者が申請に係る日本国に帰化の件が、ト れを許可する。 平成二十一年六月二十九日	七 法務大臣 森 英介	八 ○法務省告示第一一九号 九 左記の者が申請に係る日本国に帰化の件が、ト れを許可する。 平成二十一年六月二十九日	十 八 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三		